

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部林務課林業経営強化担当
内線番号	5018

No.	項目	内容
①	処分名	林業労働力確保支援センターの事業計画の認可
②	法令名	林業労働力の確保の促進に関する法律
③	法令番号	平成8年法律第45号
④	根拠条項	第20条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第20条第1項 センターは、毎事業年度、農林水産省令・厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・林業労働力の確保の促進に関する法律の施行について (平成8年5.24 8林野組第120号農林水産事務次官・労働省発職第141号労働事務次官通知)</li> <li>・林業労働力の確保の促進に関する法律の運用について (平成8年5.24 8林野組第121号林野長官・職発第370号労働省職業安定局長通知)</li> </ul>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	
⑬	備考	